「光輝く子育て応援金」交付の流れについて

1年目

①購入
・住宅を購入

②申請書提出
・「光輝く子育て応援金申請書」を役場企画課へ提出してください。

2年目

③固定資産税を支払う
・1月1日時点の所有者に固定資産税が課税されます。
・4月頃、固定資産税納付書が届きます。
・納付期限内にお支払いください。
・納付状況に滞納がある場合は補助の対象となりませんので
　ご注意ください。

3年目

④請求書を役場企画課へ提出
・5月頃、役場企画課から交付決定通知・請求書が届きます。
・2年目に支払った家屋に係る固定資産税分の請求書です。
・届いた請求書に必要事項を記入して企画課へ提出してください。

⑤口座へ入金
・申請時にご指定いただいた口座へ入金されます。(月末)

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	…
住宅を購入	1回目 固定資産税支払い	2回目 固定資産税支払い	3回目 固定資産税支払い	4回目 固定資産税支払い	5回目 固定資産税支払い	6回目 固定資産税支払い	7回目 固定資産税支払い	…
申請書提出		1回目 補助請求・入金	2回目 補助請求・入金	3回目 補助請求・入金	4回目 補助請求・入金	5回目 補助請求・入金	対象外	

光輝く子育て応援金について
◆対象者
日高村内に住居を新築または購入した方で、居住開始日に義務教育終了までの子どもを養育している方で、以下の条件をすべて満たす方
1　居住開始日から引き続き10年以上日高村に住み続ける意志のある方
2　平成27年1月2日以後に住居を取得し、その家に住んでいること
3　住宅の名義が父母であること（共有名義も可）
4　増築や建て替えでないこと

◆応援金の金額と交付期間
家屋に対する固定資産税相当額を5年間交付します。

お問い合わせ
企画課
電話:0889-24-5126
FAX:0889-24-5250